

第5回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議要旨

1 日 時 : 平成20年11月18日(火) 午前10時～11時02分

2 場 所 : 大阪市中心公会堂 3階 小集会室

3 出席者 : (委 員) 阪井委員長、細見副委員長、小野委員、松下委員
(大阪市)〈市民局〉

京極市民局長、森田市民局理事、山本市民部長、宮花人権室長
〈健康福祉局〉

山田生活福祉部長、山口高齢者施策部長
〈教育委員会事務局〉

岡田総務部長、多田生涯学習部長
(事務局) 林市民局総務担当課長

4 議 題 : 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について

5 議事要旨

(1) 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について課題となっている項目を中心に市民局長が報告を行った。

- ・「高校・大学奨学金」の処理方策については、卒業時に実質返還免除とした貸与者について、京都市の動向も見ながら検討を行っている。
- ・京都市の確定判決の趣旨等を踏まえると、取扱要領により返還免除となっていた者のうち、国基準を超える者については、一定の範囲で返還を求めていくのはやむを得ない。返還を求める際には、期間の延長等、激変緩和措置の検討も必要。地対財特法の期限以前から実質的に返還が免除されてきた者については配慮が必要であると考えられる。
- ・今後さらに制度の経過や法律上のチェックなどを踏まえ、課題整理を行い、できるだけ早期に処理方策の方向性を確定してまいりたい。

- ・平成22年度以降の人権文化センターのあり方については、もと青少年会館やもと地域老人福祉センターを含め、各施設の現状を踏まえ、「調査・監理委員会」提言の趣旨や市会の附帯決議、現下の厳しい財政状況を踏まえ総合的に検討した結果、3施設を統合して「(仮称)市民交流センター」を22年度から設置することとしたい。

- ・一方、人権室の一部を再編整備し、「(仮称)人権啓発・相談センター」を22年度から設置する方向で検討しており、人権文化センターの啓発事業や相談事業についてはそこに集約してまいりたい。

(2) 質 疑

委員 : 高校・大学奨学金については、今、何が問題でどんな議論がされているのかプロセスがわかりにくい。経過を含めて資料を整理してわかりやすくしてほしい。

市 : この間、対象者の調査と並行して、実際に返還を求める方向をどう考えるかという議論

を関係局でしてきた。具体的な作業を引き続き進めるが、次回監理委員会では具体的な方向性を示しながら説明したい。資料もわかりやすくしてまいりたい。

委員：債権債務の処理は、コンプライアンスの問題と事業の効率性に加えて、市民感情も考慮しないといけないし、過去の経過や法律の改正等を踏まえ、慎重に検討していただきたい。

委員：どのように判断したのかという説得性ある説明ができるかどうか、もし訴訟になっても大きなポイントになる。しっかり議論して提案してほしい。

委員：「今後の人権文化センター等のあり方（案）」について、この案になった理由は。

市：それぞれの施設は縦割りであり、所管局があるが、この地域にある施設を有効に使い、かつ効率的な行政を進めるという観点から、一つに集約していきたいという判断をした。一方、相談・啓発事業については、より全市的に推進していく必要があると考え、別途、人権室の一部を「人権啓発・相談センター」と位置づけ、そこに集約することとした。

委員：この統合で、施設の数から見て行政が後退したように捉えられないか。
もう少し市民に対してわかりやすい説明が必要ではないか。

市：地域に住んでおられる方、あるいは利用しておられる方々にはひとつひとつの施設に対する思いは当然あると思うが、より幅広い形で本来の市民交流を目的とする施設ですというPR等をきちんと打っていききたい。

委員長：機械的に減らすということではなく、市民の理解を十分得よう努力していただくこと、（仮称）市民交流センターが利用してもらえるよう積極的にPRしていくことが大事。

委員：人権啓発・相談センターはどこにつくるのか。

市：全市域、全市民を対象にした相談、啓発機能を持たせるため、大阪市全体を所管できる適切な場所を検討していきたい。

委員：新しく設置する施設が広く市民に利用されるよう工夫してほしい。

委員長：人権文化センター等のあり方について、所管局が縦割の枠を超えて議論されたことは評価する。理念もよいと思うので、この方向で進めていただきたい。

委員：全体としては予定通りの進捗と理解してよいか。また、すでに見直した事業等の中で問題が出てきていないか。

市：全体としては順調に進捗しているものと考えている。奨学金の方向性があればほぼ主要な問題は全てできたと考える。

委員長：他の課題についても精力的に取り組んでいただき、2月にさらに具体化した報告を期待する。

6 会議資料

- (1) 資料1 地対財特法期限後の事業等の見直し進捗状況について 平成20年11月
- (2) 資料2 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について 平成20年11月
- (3) 資料3 今後の人権文化センター等のあり方について (案)

7 問い合わせ先

大阪市市民局総務担当

電話 : 06-6208-7315

FAX : 06-6202-7073

e-mail : ca0001@city.osaka.lg.jp